姫路市立城陽小学校増築等工事基本計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

令和6年4月 姫路市

1 募集の概要

姫路市立城陽小学校は、姫路駅の南東約1キロメートルに位置し、約700名の児童が通う小学校であるが、児童の「学力の向上」と「人間関係力の育成」を目的として、小学校6年間と中学校3年間の併せて9年間を一貫した教育を行う義務教育学校へ移行することとなった。

本業務は、義務教育学校への移行に必要な増築等の工事の基本計画(以下、「基本計画」という。)の策定に必要な調査、検討及び素案の作成等を行うものである。基本計画において決定する、新設校舎等の配置、規模、各室の配置は、義務教育学校への移行に係る一連の事業の根幹となるべき部分であり、経済性、良好な教育環境、工事期間中の児童の安全、周辺地域の住環境への影響等を高い精度で検討することが重要である。

2 参加資格

参加表明をする者(以下「参加表明者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。)第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「各種調査計測」の業種のうち、詳細業種「建築コンサル関係」について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 法人にあっては、姫路市税(以下「市税」という。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (5) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。 ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等 措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けてい ないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第 2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを 含む。以下同じ。)がなされていないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の

関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第6 4条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - (ア) 組合とその組合員
 - (4) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合
- (9) 平成26年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人が発注した、学校施設(学校教育法第1条に規定する学校をいう。ただし、幼稚園を除く。)の新築、改築又は増築工事(工事対象建築物の延べ面積が1,000㎡以上のものに限る。)に係る基本計画、基本設計又は実施設計の業務のうち、いずれかの履行実績を元請として有すること。
- 3 プロポーザルに関する担当部局等
 - (1) 担当部局

姫路市教育委員会教育総務部学校施設課(以下「学校施設課」という。)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2755

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条準示す期		令和6年(2024年)4月12日から同年6月10日まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号) 第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の	場所	学校施設課

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年4月12日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年4月26日
3	参加資格確認結果の通知	令和6年5月 2日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年5月10日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年5月15日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和6年5月22日

7	契約候補者の特定、契約候補者の通知	令和6年6月 3日
8	契約締結予定及び審査結果の公表	令和6年6月10日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (7) 参加表明書(様式1-1)
- (4) 業務実績調書(様式1-2)
- (ウ) 姫路市税の納税証明書(一般競争入札参加用)(公告日以後に発行されたもの、市税の納税義務がある場合に限る。)
- (エ) 国税の納税証明書(個人の場合は税務署様式その3の2、法人の場合は税務署様式その3の3)(公告日以後に発行されたもの)
- (オ) 関連企業申告書(様式1-3)
- イ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等	令和6年(2024年)4月12日から同年4月26日まで
配布期間	本市の休日を除く。
閲覧の場所	学校施設課 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手 続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027222.html)

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

エ 提出場所

学校施設課

オ 提出期間 (参加表明受付期間)

令和6年4月24日午前9時から同月26日午後4時まで

- (2) 参加資格の確認結果
 - ア 参加資格の確認結果は、令和6年5月2日までに参加資格確認通知書を参加表明書に 記載されたアドレスへ電子メールで送信することで通知する。
 - イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。
 - ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について 説明を求めることができる。その場合は、令和6年5月10日正午までに、参加資格が ないと認めたことに対する説明請求を書面(様式は任意)により学校施設課に提出する こと。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

- 7 プロポーザルに関する質疑について
 - (1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。
 - ア 提出書類

質疑書(様式2)

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所(送信先アドレス)」宛てに電子メールで送信すること。(ファイル形式はMicrosoft Excelとする。)

ウ 提出先(送信先アドレス)

kyo-gksisetu@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年5月10日午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。
 - ア 回答開始日時

令和6年5月15日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他
 - ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は 修正事項とする。
 - イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしない ことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。
 - ウ 質問者名は公表しない。
- 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類(提案資料)

姫路市ホームページに掲載する「姫路市立城陽小学校増築等工事基本計画策定支援業務 委託提出書類(提案資料)」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式5-1から5-5には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

(4) 提出場所

学校施設課

(5) 提出期間(提案受付期間)

令和6年5月20日午前9時から5月22日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(提出期限最終日を除く)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者(以下「提案者」という。)が特定できるような表示及び 記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となること がある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではな い。

- イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。
- ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。
- エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。
- オ 提出された提案資料は、一切返却しない。
- カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。
- 9 提案資料の審査及び契約候補者の特定
 - (1) 審査及び契約候補者の特定方法
 - ア 審査は、姫路市立城陽小学校増築等工事基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査 委員会(以下、「審査委員会」という。)において実施する。
 - イ 審査委員会において、第8項の規定により提出のあった提案資料を評価し、次号の総 合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
 - ウ 前号の要件を満たす者が2者以上あり、その総合評価点が同値となる場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費(受託希望金額)の最も低いものを契約候補者とする。事業費(受託希望金額)の最も低いものがなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

- エ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しない。
- (2) 評価項目及び評価基準
 - ア 提案等に関する評価

各委員が下表の各評価項目について評価を行い、項目点の合計を委員の人数で除した もの(小数点以下三位を四捨五入する。)を評価点とする。

評価基準		
(1) 登録業者の分類	①令和6年4月1日時点で姫路市契約事務取扱要綱第5条に規定する市内業者に該当する	5 点
(2) 若手技術者の登用	①配置予定の業務担当責任者が令和6年4月1 日時点で40歳未満である	5 点
(3) 業務実施方針・業務 実施体制	①業務内容を正しく理解しているか ②本業務の要点についての認識が妥当か ③要求水準書を踏まえた上で、効果的な人員配 置体制となっているか	20点
(4) 業務計画	①要求水準書を踏まえた上で、適切なスケジュ ール設定となっているか	20点
(5) 評価テーマ 1 業務内容(3)「施設配置 計画案の検討」に関する 提案	①提案の内容が、工事期間における児童の安全 確保や適切な学校運営に資するものか ②提案の内容が、建設コスト及び工期に配慮さ れたものか	3 0 点
(6) 評価テーマ 2 業務内容(6)「事業手法の検討」に関する提案	①提案の内容が、適切な事業手法の選択に資す るものか	10点
	合計	90点

- ※1 (1)、(2)の項目点は、①に該当する場合に5点、それ以外の場合に0点とする。
- ※2 (3)から(6)までの項目点は、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに点数を算出する。

評価	判断基準	項目点の算出方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
В	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
С	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
Е	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費(受託希望金額)に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式6に記載された受託希望金額を対象として、次の

方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費(受託希望金額)に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数(小数点以下三位を四捨五入する。)とする。

10点×(全提案中最低の受託希望金額/提案者が示す受託希望金額)

ウ総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均値(小数点以下三位を四捨五入する。)と 事業費(受託希望金額)に関する評価点の合計により算出する。

(3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等 を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- エ 契約候補者の特定を令和6年6月3日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- オ 特定された契約候補者は、令和6年6月7日午後4時までに、本件業務の見積書を学 校施設課に提出すること。
- カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年6月10日 を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切 受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号ウと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第29条の 規定を適用する。

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号ウの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面(様式は任意)により学校施設課に持参又は郵送(書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。)で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第142号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を受託希望金額として提案した者又は0円以下の金額を受託希望金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

13 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて 保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、 原則として提案者が負うものとする。
- 14 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

15 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び企画提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。